

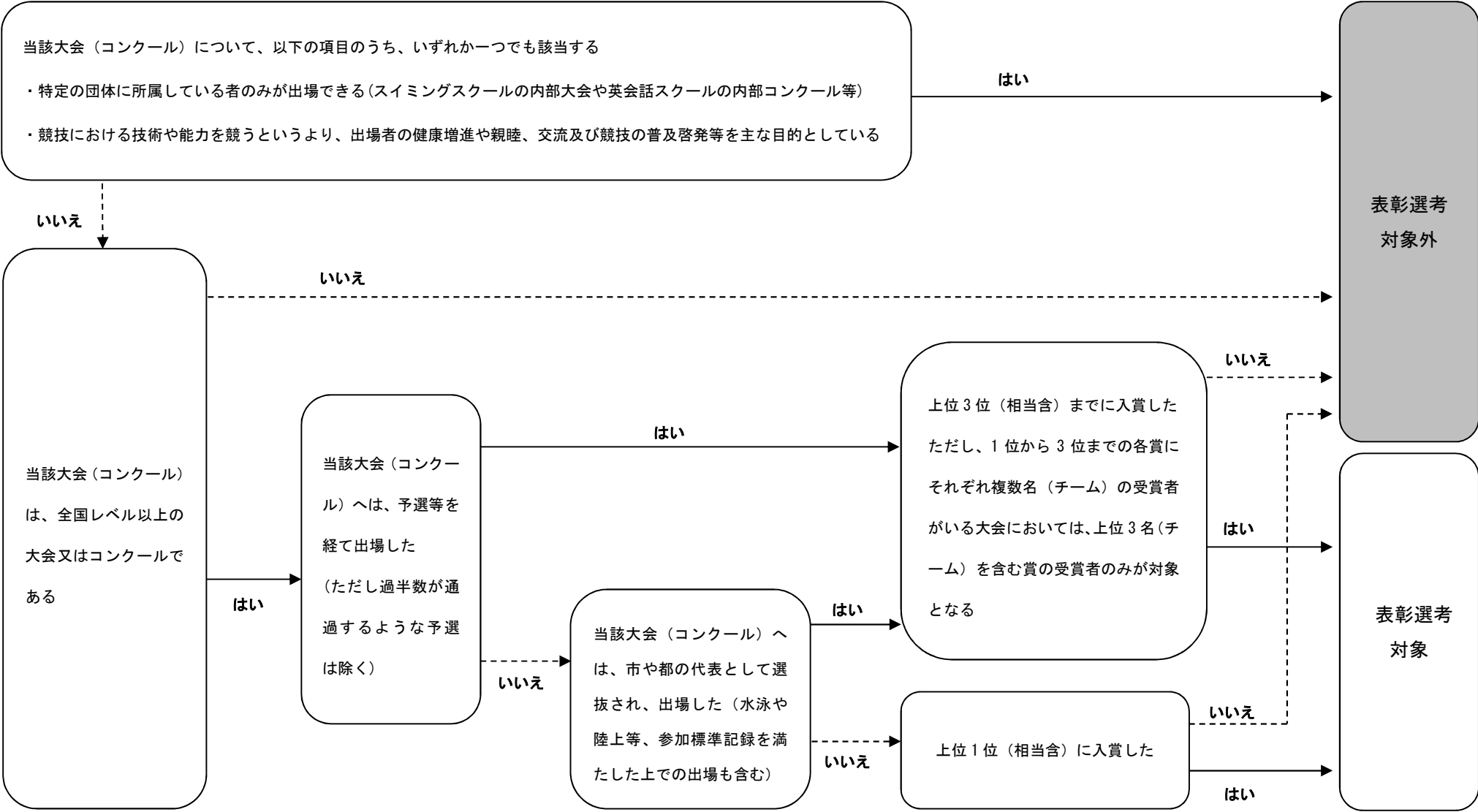
八王子市教育委員会表彰規程第4条表彰基準

■表彰対象者 八王子市に在住又は勤務する者及び八王子市に所在する公私の団体なお、市内在住で、第3条に規定する対象者以外の生徒(中学生)及び児童については、第3条表彰基準を準用し、表彰の可否を決定する。

■表彰対象期間 毎年1月1日から同年12月31日まで

区分	対象事績	確認書類等
第4条第1号 教育文化学術の振興発展について特に功績があったもの	原則として、都道府県規模以上の団体等において、その内容が高く評価され、その功績が認められるもの 伝統文化や芸術の保存・敬称・普及に貢献した活動や地域文化や無形文化財の保護に関する活動を行った個人又は団体	調査等の概要がわかるもの及び団体等の評価のわかるもの
第4条第2号 社会教育社会体育その他の文化活動において特に優秀な成績をあげたもの	〔社会体育関係〕 1 全国レベル以上の大会において優勝した個人又は団体 2 予選大会及び審査等を経て出場した全国レベル以上の大会において、上位3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 3 その他、特に顕著な成績を残した個人又は団体	主催者、後援者、大会やコンクール等の規模、参加者数、入賞者数等のわかるもの(募集要綱、結果報告書等)及び表彰状の写しなど
	〔社会教育その他の文化活動関係〕 1 全国レベル以上のコンクール等において優勝した個人又は団体 2 予選大会及び審査等を経て出場した全国レベル以上のコンクール等において、上位3位(相当含)までに入賞した個人又は団体 3 その他、特に顕著な成績を残した個人又は団体	※「上位3位(相当含)までに入賞した」とは、上位3名(チーム)を含む賞を受賞したことを指す。
第4条第3号 その他委員会が表彰するのが適当であると認める業績又は行為のあったもの	第4条第1号及び2号に分類されない、特に顕著な活動	行為及び内容がわかるもの(新聞記事等)

表彰基準フローチャート【第4条一般表彰 社会体育・社会教育その他の文化活動関係】



◎あくまでもめやすです。本チャートで対象となったとしても、必ず表彰の対象になるとは限りません。
◎特殊なケースの場合は、教育総務課総務担当までご相談ください。